

あなたの生活や財産を守ります

名古屋市障害者・高齢者 権利擁護センター



社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会

障害者・高齢者権利擁護センターとは？

障害者・高齢者権利擁護センターは、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるように次の事業を行っています。

金銭管理サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、ご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などのお支払を支援します。

財産保全サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、定期預金通帳や年金証書などの大事な書類を、ご自身で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、その財産を安全にお預かりします。

福祉サービスの利用援助

金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、お宅を定期的に訪問して、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

相談事業

①生活相談

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談に職員が応じます。

②法律相談(要予約)

相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が応じます。

お気軽にご相談ください 秘密は必ず守ります。

金銭管理サービス・財産保全サービス

Q1 どのような人が利用できますか？

市内にお住まいの知的障害者、精神障害者、認知症高齢者で、ご自分では日常生活に必要な預貯金の出し入れに不安をお持ちの方、財産を安全に保管することが難しい方が利用できます。

Q2 入院中でも利用できますか？

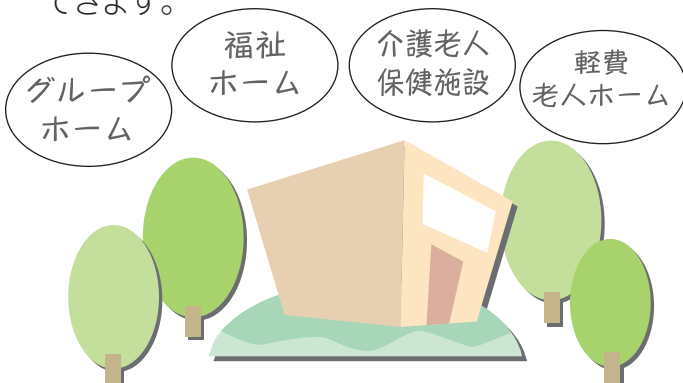
利用できます。

ただし、精神疾患により精神病床を有する病院に入院されている方は、3か月以内に退院される見込みがあって、退院後も、このサービスを利用する方に限ります。



Q3 施設に入所している場合はどうですか？

福祉ホーム、グループホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、ケアハウス、住宅型有料老人ホームへ入所されている方は、利用できます。



Q4 どのようなことをお手伝いしてくれるのですか？



金銭管理サービスは

預貯金の通帳等をお預かりして、その通帳から生活費を出金しお届けしたり、福祉サービスの利用料や公共料金のお支払などを支援します。

財産保全サービスは

ご自身名義の定期預金通帳、年金などの証書、実印などを、当センターが契約している金融機関の貸金庫で安全に保管します。

そのほか、福祉サービスを利用し、あるいは利用をやめるために必要な手続き、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きも行います。

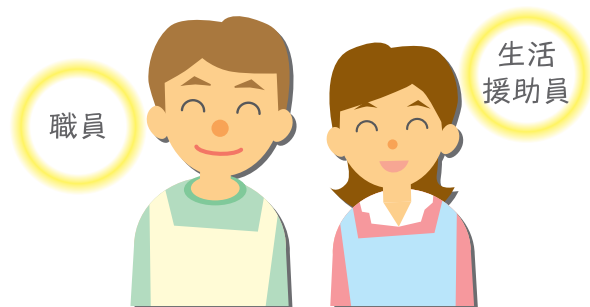
Q5 金銭管理と財産保全の両方のサービスを併用することはできますか？

できます。



Q6 だれがお手伝いをしてくれるのですか？

専門の研修を受けた「生活援助員」、または職員がお手伝いします。



Q7 いつお手伝いをしてくれるのですか？

あらかじめ決めた日に、お宅を訪問してお手伝いをします。金銭管理サービスは原則2名で、財産保全サービスは1名でお伺いします。

Q8 いつからサービスが始まるのですか？

ご本人と当センターが契約を締結してから始まります。

Q9 利用するには費用がかかりますか？

金銭管理サービスは、**1回1,000円**をいただきます（ご夫婦など同じ世帯にお住まいの方に同時にサービスを行う場合は、世帯で1回とします）。

財産保全サービスは、**月額250円**をいただきます。

なお、両サービスとも**生活保護受給者は無料**です。



Q10 サービスはいつ終了するのですか？

ご自身からの申し出のほか、お亡くなりになったとき、市外に転居されたとき、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所されたときなどに終了します。

Q11 サービスを利用するにはどうすればいいのですか？

まず、電話等でご相談ください。

サービスを希望するご本人の同意があれば、ご本人と面談を行ったのち、弁護士や医師等で構成する「契約締結審査会」で契約の可否を判定します。連絡先は、裏表紙をご覧ください。



相談事業

Q1 どのような人が相談できますか？

市内にお住まいの障害者や高齢者ご自身ができます。また、その方々に関することであれば、ご家族や関係機関の方も相談できます。

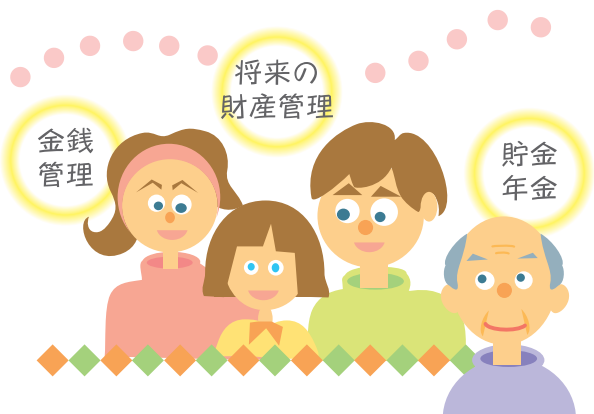


Q2 どのようなことで困ったら相談できますか？

例えば、

- 日常的な金銭管理に不安がある
- 何度か大事な書類を紛失している
- 悪徳商法などで、財産侵害を受ける心配がある
- 障害を持っている子の将来の財産管理について考えておきたい

地域で安心して生活するための日常的な金銭管理や財産保全などの相談に応じます。

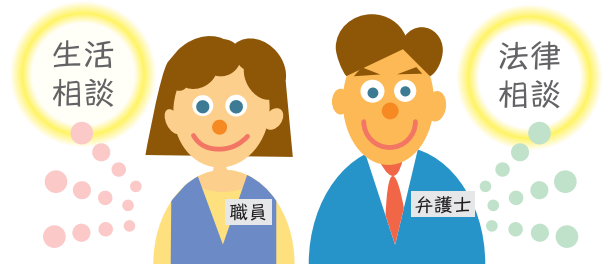


Q3 だれが相談に応じてくれますか？

相談には、生活相談と法律相談があります。生活相談は、当センターの職員が相談の概要をお伺いし、助言を行ったり、内容によっては専門の窓口や関係機関を紹介します。

法律相談は、弁護士が相続や遺言などの法律に関する相談にお答えします。

法律相談は、事前に予約が必要です。



Q4 いつ相談できますか？

生活相談の相談時間は、月曜日から金曜日（祝日や年末年始は除きます）の午前9時から午後5時です。

法律相談の相談時間は、水曜日と金曜日（祝日や年末年始は除きます）の午後1時30分から午後3時からで、相談時間は1時間程度です。

法律相談実施日及び実施場所

実施日	実施場所
水曜日 ※ただし、第2水曜日除く	南部事務所
金曜日 ※ただし、第4金曜日除く	北部事務所
第2水曜日・第4金曜日	東部事務所

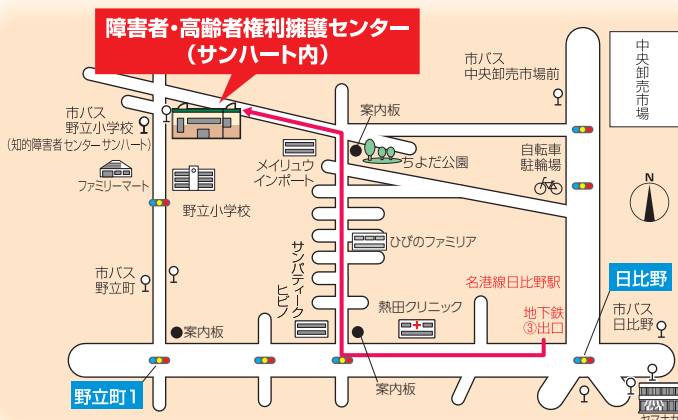
★実施場所は裏表紙の案内図をご覧ください。

Q5 相談料はかかりますか？

生活相談・法律相談とも無料です。

中村区、中区、熱田区、中川区、港区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



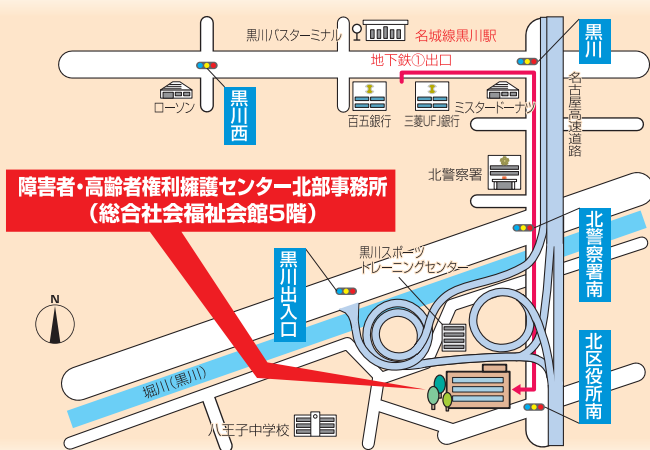
〒456-0073
名古屋市熱田区千代田町20-26
(知的障害者センターサンハート内)
電話 052-678-3030
FAX 052-678-3051

交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車
③番出口より徒歩10分。

東区、北区、西区、守山区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



〒462-8558
名古屋市北区清水四丁目17-1
(総合社会福祉会館5階)
電話 052-919-7584
FAX 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩5分。

千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



〒468-0015
名古屋市天白区原一丁目301
(原ターミナルビル3階)
電話 052-803-6100
FAX 052-803-6600

交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車
②番出口すぐ。